

公共施設・サービスの民間開放の促進 (いわゆる「公物管理」の見直しなど)

. 問題意識

本事項は、本年度後半の総合規制改革会議の射程を、規制改革のみから、民間参入や民間経済の拡大を阻んでいる「官業の民営化、民間譲渡、民間委託」などの「規制改革周辺領域 = 次世代規制改革 (Next Generation of Regulatory Reform)」も包含するよう本格的に拡大した上で、来年4月以降の後継組織への円滑な移行に繋げるため、当会議上げて「横断的・包括的」に取り組むべき最重要事項。

いわば、当会議が従来から取り組んできた「官製市場改革」の「総仕上げ」。

【参考：総合規制改革会議・第2次答申（平成14年12月12日）】

2. 民間参入の拡大による官製市場の見直し【問題意識】

1 官民役割分担の再構築

(前略)

このような観点から、政府部門の事務・事業全般について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託により民間参入を積極的に推進するため、例えば内閣官房に推進母体を設置するなど、早急に政府内の推進体制を一元化し、推進計画を策定して、これらを総合的・包括的に進めることが重要である。その際、現在実施されている特殊法人改革や公益法人改革とも密接に連携・協力を図っていく必要がある。

. 具体的施策

1. 公共施設の民間による「管理・運営」(「建設・所有」)の推進

- いわゆる「公物管理」規定そのもの見直し -

「道路」、「河川」、「空港」、「港湾」、「都市公園」、「下水道」などの公共施設については、その管理等を定めた各法律(「事業者」という概念が登場しない、いわゆる「公物管理法」)において、それらの管理・運営(ひいては建設・所有)主体を、国・地方公共団体・特殊法人等の公的主体のみとすることを前提にしている。【別紙1参照】

例えば、以下のような視点から、これらの法的規制を緩和・撤廃し、公共施設の民間事業者による管理・運営等を推進すべき。

PFI法の改正【各種公物管理法との調整規定の盛り込み】

- ・ 現在、PFI法に基づき国・地方公共団体等から選定された「PFI選定事業者」であっても、各種公物管理法が関係する公共施設の場合、その管理・運営等ができない。
- ・ したがって、PFI法を改正するなどにより、「PFI選定事業者」については、各種公物管理法に關係する公共施設について、その管理・運営等が可能となるようにする。

地方自治法の改正【本年度新設された「指定管理者制度」の拡充（各種公物管理法との調整規定の盛り込み）】

- ・ 「指定管理者制度」とは、これまで地方公共団体の有する公共施設の管理・運営は一定の要件を満たした第3セクターにしか認められなかったところ、昨年度の当会議の提言等を受け、民間事業者一般にこれを容認したもの。（本年6月地方自治法改正、9月施行）
- ・ 但し、現在でも、民間事業者は、本制度を活用しても、各種公物管理法が関係する公共施設の場合、その管理・運営ができない。
- ・ したがって、地方自治法を改正するなどにより、本制度を地方自治体等が活用した場合は、当該自治体に指定された「管理者」は、各種公物管理法に關係する公共施設について、その管理・運営等が可能となるようにする。

2. 公共施設の民間による「使用」(利活用)の推進 【「公物管理」規定に基づく「占有許可」条件の見直しなど】

「公物管理」に直接関わる問題ではないが、国・地方公共団体が有する公共施設を、それぞれの地域のニーズや実情等に応じ、民間事業者等に、より柔軟かつ積極的に利活用させる必要がある。

しかしながら、道路や河川等に代表される公共施設を占有する場合（例えば路上でイベントを開催したり、河川敷に工作物を設置したりする場合等）は、それぞれの公共施設に関する公物管理法（「道路法」、「河川法」等）に基づき公共施設管理者の許可が必要である。【別紙2参照】

なお、本年度、道路、河川については、占用の弾力化に向けて、政府として以下の取組がなされている。

道路占用

- ・ 道路を占用する場合は、道路法第 32 条にもとづき道路管理者の「占用許可」を得るとともに、道路交通法第 77 条にもとづき警察署長の「使用許可」を得ることが必要。
- ・ 構造改革特区基本方針（別表 2）において、全国において実施する規制改革事項として、下記の通り閣議決定（平成 15 年 7 月 4 日）がなされている。

< イベント等における道路占用の許可の可能な範囲の明確化 >

民意の創意工夫を活かした道路空間の有効活用により、地域の活性化を図るため、イベントの実施に伴う道路占用の円滑化に資するよう、各地の路上イベント事例に関する全国調査を進めるとともに、当該事例について周知する。

（国土交通省、平成 15 年度中実施）

< イベント等に伴う道路使用許可の円滑化 >

地域活性化等を目的とするイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出する。

（警察庁、平成 15 年度中実施）

河川占用

- ・ 都市再生本部決定による都市再生プロジェクトにおいて、地方自治体の要望にもとづき、水辺の賑わい創出を図るため、下記のように、民間事業者等による広場・イベント施設及びこれと一体をなす商業施設等の設置が可能となるよう、河川敷地占用に係る特例措置（占用許可対象施設及び占用主体に関する要件を緩和）を設けることが予定されている。

< 大阪市・道頓堀川 >

河川の両岸に新たな賑わいのある水辺遊歩道空間を創出するため、民間活力を活用したオープンカフェやイベント等の実施。

< 広島市・太田川 >

水辺における都市の楽しみ方の創出や都市観光の主要な舞台づくりを目的として、沿川の民間店舗と一体となったオープンカフェや水辺のステージ、船上レストランの実施。

また、上記のような狭義の「占用」とは別途、道路、都市公園については、公共施設の範囲を立体的に定め、その余の空間を民間事業者等に開放するスキームについて制度整備が進められつつある。

立体道路制度

- ・ 従来、道路の上下空間における建築物の建設は原則的に禁止されていたが、平成元年に創設された立体道路制度により、道路の区域を立体的に定め、それ以外の空間利用を自由にすることで、道路上下の建築物が可能となっている。
- ・ 但し、立体道路制度が適用されるのは、「自動車のみの交通の用に提供される道路またはこれに準じる道路（特定高架道路等）」に関して「道路の新設または改築」を行う場合に限られており、市街地における既存一般道路は対象となっていない。
- ・ なお、当会議による答申などの結果、立体道路については、現在、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において、以下のとおり政府決定されているところである。

【「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）】

・ 分野別措置事項 10．住宅・土地、公共工事関係

道路空間と建築物の立体的利用の推進【平成15年度以降結論】

適正かつ合理的な土地利用が図られ、避難、消火、延焼防止、さらに採光、通風等良好な市街地環境の形成等の観点から支障がなく、かつ、道路構造の保全、安全で円滑な道路交通の確保等道路管理上の支障がない場合においては、都市計画上の位置付けを明確にすること等により道路空間と建築物の立体的利用を図ることについて検討する。

立体公園制度

- ・ 本年6月に受付けた規制改革要望に基づき、下記のとおり、政府決定（閣議報告）がなされている。（平成15年9月19日）

< 都市公園の地下利用の拡大 >

地域のニーズに応じて都市公園の地下の利用が容易に幅広く可能となるように、公園立体区域を定めることができる制度（立体公園制度）を創設する。

（国土交通省、平成16年度中実施）

今後は、道路や河川に代表される公共施設について、その「占有許可」条件の見直しを図るため、例えば、以下の施策を講ずる。

道路の占有、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置するとともに、現在、重疊的に必要とされる管理者の「占有許可」と警察署長の「使用許可」の在り方について、手続きの簡素化や、両手続きの統合も含めその合理化を図るべきである。

立体道路制度については、都市における土地の高度利用、街並みの連続性や賑わいを創出する観点から、市街地の既存一般道路についても対象とし、良好な市街地環境の形成や道路管理上支障がない等、一定の要件を満たす場合には、道路上部空間（または地下）に建築を行うことや人工地盤（広場）等の工作物の設置が可能となるよう早急に検討を行い、実施（平成16年度中に措置）すべきである。

河川の占有については、都市再生プロジェクト（大阪、広島）における取組みに関して、その問題点と対処方法を分析・検討した上、早急に全国展開を図るべきである。

また、これら公共施設の占有については、その弾力化にあわせ、経済合理性の観点から、「入札による利用権」制を導入するなど、特定の者が不当な既得権益を享受することなく、公平かつ公正な競争が行われるスキームづくりを検討すべきである。

3. 公共サービスの民間による実施(「民間委託・アウトソーシング」)の推進

国・地方公共団体の行う公共サービスを民間移譲しようとした場合、

取り扱える者を公務員に限定していたり(現金・物品の出納・保管、
児童相談など)

委託先を(各都道府県などに存在する)指定法人に限定(車両の移動・
保管は交通安全協会、宅建業者の講習は宅地建物取引業協会、訪問介護
員の養成研修はシルバー人材センターなど)

しているサービスが多いことから、これらを民間開放することが必要。

現在、経済財政諮問会議事務局(内閣府)において、関係府省(10月10日付)や地方公共団体(10月16日付)等に対し、「地方の行政サービスのアウトソーシング」といった観点から調査を行っているところ。最終的には、既存法の改正や「地域再生法」なども検討されているところ。

4. 公共施設・サービスの民間開放促進のための「手段」としての「市場化テスト」の実施と「数値目標」の設定

公共施設・サービスの民間開放を促進する横断的「ツール・ドライバー」となるのが、世界各国で実施されている「市場化テスト」と、米国で実施されている民間移譲に関する「数値目標」の設定であり、これらを我が国においても導入する。

市場化テスト (Market Testing)

- ・ 官が提供しているサービスと同種のサービスを提供する民間事業者が存在する場合に、公平な競争条件の下、官と民とで競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた方が落札する制度。
- ・ 英・保守党政権（サッチャー、メジャー）、豪、オランダ、デンマーク、スウェーデンといった国々で実施。
- ・ 民間事業者が落札した場合、余剰となる公務員の民間出向又は配置転換が必要となる。我が国の場合、地方公務員については、現行法下では出向可能先が3セクのみ限定されているため、民間企業一般への出向を可能とする法制（「地方公務員版官民交流法」（仮称））の整備が必要。また、人員増強の必要性が顕在化している警察官等への配置転換を円滑に行うためには、配置転換のための再訓練システムの整備（例：警察大学校等での公務員の受け入れ・再訓練）が必要となる。
- ・ 市場化テスト（官民間の競争入札）の実施に当たっては、官民間の競争条件が公平なものとなっていることを担保するための「監視機関」の設置等（総合規制改革会議の後継組織とすることも一案）が必要。

民間移譲に関する数値目標の設定

- 米国では、連邦政府業務棚卸法 (Federal Activities Inventory Reform (FAIR) Act) により、各行政機関は、実施している業務のうち、民間委託可能な業務をリスト化し、公表することを義務付けられている。
- 上記リストは、連邦行政管理予算局 (OMB) がチェックの上、クリア。また、公表したリストに対して、民間から、リストに未掲載の民間委託可能な業務をリストへ追加すべき旨の意見提出が可能とされている。
- ブッシュ大統領の行革アジェンダ (2002年) 連邦行政管理予算局 (OMB) の進捗状況レポート (2003年) において、連邦政府業務の民間委託の数値目標と達成期限を設定。(2003年までに全体の15%の民間委託を実施。現時点で全体の26%が民間委託可能。最終的には、全体の約半分が民間委託可能)
- 国レベルで実施するには、閣議決定ベースで各省庁、特殊法人、独立行政法人等に実施を義務付ければ可能。また、自治体レベルでの実施を促進するには、これらの取組を行う自治体の移行期の負担を軽減する措置を講ずる (市町村合併特例法的アプローチ) のが適当か。

「公物管理法」の関連条文等

1. 「道路法」等における規定

道路	<p>「道路」とは、一般交通の用に供する以下の種類のものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物、及び道路の付属物（道路上のさく、並木、街灯、道路標識、道路情報管理施設、自動車駐車場等）で当該道路に附属して設けられているものを含む（道路法 2 条、3 条）。</p> <p>【種類】高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道</p>
道路管理者	<p>「道路管理者」（道路法 1 8 条）とは、道路の新築、改築、維持、修繕、災害復旧等の管理の主体である。「道路管理者」は、道路の種類毎に、原則として、以下の者であるとされている。</p> <p>高速自動車国道：国土交通大臣（高速自動車国道法 6 条） 一般国道：国土交通大臣（又は都道府県）（道路法 1 2 条、1 3 条） 都道府県道：都道府県（道路法 1 5 条） 市町村道：市町村（道路法 1 6 条）</p>
「道路整備特別措置法」における道路管理者の例外	<p>日本道路公団は、道路整備特別措置法の規定（2 条の 2、3 条、4 条）に基づき、国土交通大臣の許可を受けて、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市道の新築・改築・維持・修繕等の管理及び料金徴収を行うことができる。</p> <p>また、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地方道路公社についても、同法の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて、各々、「首都高速道路」、「阪神高速道路」、「本州四国連絡道路」、一般国道・都道府県道・市町村道の管理及び料金徴収を行うことができる。</p>
東京湾横断道路の建設に関する特別措置法	<p>東京湾横断道路の建設事業者（株式会社）は、国土交通大臣の許可を得て、日本道路公団との「建設協定」に基づき「建設工事」を行い、公団に譲渡後、「管理協定」に基づき維持・修繕等の管理を行う（2 条）。</p>

2. 「港湾法」における規定

港湾施設	「港湾施設」とは、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、航行補助施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、船舶役務用施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設、港湾環境整備施設、港湾厚生施設、港湾管理施設、港湾施設用地（以上、港湾区域及び臨海地域内におけるものに限る。）、移動式施設、港湾役務提供用移動施設、港湾管理用移動施設をいう（2条5項）
港湾管理者	「港湾管理者」とは、港湾の管理主体であり、港務局（港湾施設を管理する地方公共団体により設置されるもの。全国に1箇所のみ存在。）又は地方公共団体が、これに該当する（2条1項）

3. 「空港整備法」における規定

空港	「空港」とは、主として航空運送の用に供する公共飛行場をいい（空港整備法2条）以下の種類に分かれる。
空港管理者	<p>「空港管理者」とは、空港の設置・管理の主体であり、空港の種類毎に以下の者であるとされている（空港整備法3条、4条、5条）</p> <p>第一種空港：国土交通大臣、新東京国際空港公団、関西国際空港(株)、中部国際空港の設置及び管理に関する法律4条1項の規定による指定を受けた者</p> <p>第二種空港：国土交通大臣、地方公共団体</p> <p>第三種空港：地方公共団体</p>

4. 「河川法」における規定

河川	「河川」とは、一級河川、二級河川をいい、ダム、堰、水門、堤防等の河川管理施設を含む（3条）
河川管理者	<p>「河川管理者」とは、河川の管理主体であり、河川の種類毎に以下のとおり定められている。</p> <p>一級河川：国土交通大臣（9条）</p> <p>二級河川：都道府県知事（10条）</p>

5. 「都市公園法」における規定

都市公園	「都市公園」とは、国及び地方公共団体により設置される都市計画施設である公園又は緑地、及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含む（2条1項）。
都市公園管理者	「都市公園管理者」とは、都市公園の管理主体であり、国土交通大臣又は地方公共団体が、これに該当する（2条の3）。

6. 「下水道法」における規定

下水道	<p>「下水道」とは、排水施設（排水管、排水渠等）、これに接続する処理施設、これらを補完するポンプ施設等の総体であり（2条2項）、以下の種類に分かれる。</p> <p>【種類】</p> <p>公共下水道：一般的な下水道であって、主として市街地における下水を排除・処理するもの</p> <p>流域下水道：河川、湖沼、海域の保全のために2以上の市町村の下水を処理するもの</p> <p>都市下水路：主として市街地内の雨水を排除するもの</p>
公共下水道管理者	<p>「公共下水道管理者」とは、公共下水道の設置、改築、修繕、維持等の主体であり、市町村又は都道府県が、これに該当する（3条）。</p> <p>また、流域下水道及び都市下水路についても、その管理者は地方公共団体である。</p>

（参考）「水道法」における規定

水道施設	「水道施設」とは、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水施設であって、水道事業者等（水道用水供給事業者を含む。）の管理に属するもの（3条8項）。
水道事業者	「水道事業者」とは、水道施設の管理・経営主体である。水道事業は、原則として市町村が経営するものとされており、市町村以外の者は、市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営することができる（6条2項）。

道路運送法上の道路の現状

平成14年4月1日現在

都道府県名	事業者名	路線名又は区間	延長 (km)	普通車料金 (円)		供用年月日
北海道	(株)札幌振興公社	藻岩山自動車道	4.0	520	【往復】	S33.7.1
青森	(株)岩木スカイライン	津軽岩木スカイライン	9.8	1,780	【往復】	S40.8.26
宮城	宮城交通(株)	蔵王ハイライン	2.5	520	【往復】	S39.9.27
山形	庄内交通(株)	羽黒山自動車道	2.0	200		S32.8.15
"	"	湯殿山自動車道	2.6	200		S38.10.1
長野	草軽交通(株)	白糸ハイランドウェイ	10.0	300		S38.3.5
長野 群馬	(株)コクト	鬼押ハイウェイ	17.0	610		S8.8.1
群馬	"	万座ハイウェイ	20.3	1,020		S48.12.1
茨城	茨城県道路公社	筑波スカイライン	1.7	400	【往復】	S40.4.29
千葉	千葉県道路公社	九十九里有料道路	17.2	410		S47.6.17
東京	東京高速道路(株)	蓮葉橋～新京橋	2.0	無料		S41.7.2
神奈川	伊豆箱根鉄道(株)	湯河原パークウェイ	5.7	470		S39.12.27
"	"	駒河原線	4.8	無料		S38.5.11
"	藤田観光(株)	芦ノ湖スカイライン	10.9	600		S37.12.28
"	東京急行電鉄(株)	箱根ターンパイク	15.8	850		S42.10.1
"	神奈川県道路公社	逗葉新道	3.8	100		S45.4.1
静岡	三井観光開発(株)	熱海ビーチライン	6.1	480	【往復】	S40.8.1
"	日本通運(株)	富士見パークウェイ	11.3	400		S41.4.1
"	富士急行(株)	日本ランド道路	8.5	500		S45.7.1
"	静岡県道路公社	箱根スカイライン	5.0	350		S47.8.10
"	"	伊豆スカイライン	40.8	960		S39.10.1
"	"	西伊豆スカイライン	6.7	350		S44.8.30
"	"	日本平パークウェイ	7.4	200		S39.3.1
"	"	浜名湖レークサイドウェイ	5.0	150		S43.4.1
"	(株)清水市振興公社	清水日本平パークウェイ	4.0	200		S47.4.5
愛知	愛知県道路公社	鳳来寺山パークウェイ	7.7	930		S46.8.14
"	"	本宮山スカイライン	11.6	830		S50.4.16
"	"	三河湾スカイライン	16.3	520		S48.11.7
"	"	三ヶ根山スカイライン	5.1	410		S43.3.1
三重	三重県観光開発(株)	伊勢志摩スカイライン	16.3	1,220		S39.10.28
福井	福井県道路公社	三方五湖レインボーライン	11.2	1,020		S43.5.20
岐阜 滋賀	名阪近鉄バス(株)	伊吹山ドライブウェイ	17.0	3,000	【往復】	S40.7.1
滋賀	奥比叡参詣自動車道(株)	奥比叡ドライブウェイ	11.8	1,500		S41.5.1
滋賀 京都	比叡山自動車道(株)	比叡産ドライブウェイ	8.1	820		S33.4.19
京都	西山ドライブウェイ(株)	嵐山高雄パークウェイ	10.7	1,150		S40.11.13
大阪 奈良	近畿日本鉄道(株)	信貴生駒スカイライン	20.9	1,300	往復 1,900	S39.4.28
奈良	新若草山自動車道(株)	新若草山線	3.7	360	往復 510	S30.10.22
"	"	高円山線	5.3	460	往復 610	S35.3.19
和歌山	熊野交通(株)	那智山スカイライン	6.1	400		S54.9.8
兵庫	芦有開発(株)	芦有ドライブウェイ	10.7	800		S36.9.21
香川	屋島ドライブウェイ(株)	屋島ドライブウェイ	3.7	610	【往復】	S36.4.26
徳島	津峯観光(株)	津峯スカイライン	3.5	600	【往復】	S42.8.1
大分	岩崎産業(株)	久住高原ロードパーク	8.8	500		H6.7.20
鹿児島	鹿児島交通(株)	佐多岬ロードパーク	8.2	1,000	【往復】	S39.7.10
合計	33業者	44路線	411.6			

(出典 道路公団民営化委員会への国土交通省提出資料からの抜粋)

水道法に基づく「水道事業」を営む民間事業者の具体例

事業地	事業者	供給対象
栃木県那須郡	藤和不動産株式会社	別荘、商店等
長野県茅野市	株式会社蓼科ビレッジ	別荘、商店等
長野県茅野市	株式会社三井の森	別荘、商店等
長野県茅野市	東急不動産株式会社	別荘、ゴルフ場等
長野県茅野市	鹿島リゾート株式会社	別荘、ゴルフ場等
長野県茅野市	東洋観光事業株式会社	別荘等
長野県南佐久郡	株式会社八ヶ岳高原ロッジ	別荘等
静岡県伊東市	株式会社伊豆センチュリーパーク	別荘、分譲住宅、ペンション等
静岡県伊東市	伊豆急行株式会社	別荘、分譲住宅、保養所等
兵庫県赤穂郡	播磨興産株式会社	別荘等

出典：日本水道協会 「平成13年度水道統計 施設・業務編」

占用許可の関連条文

1. 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）

（道路の占用の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事实施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法

3 第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第 1 項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものである場合においては、第 2 項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して有なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

- 5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占有が前条第1項各号の一に該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この項において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められ、かつ、前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占有については、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2. 道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)

(道路の使用の許可)

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

- 2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。
 - 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
 - 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。
 - 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。
- 3 第1項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第1号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
- 5 所轄警察署長は、第1項の規定による許可を受けた者が前2項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。
- 6 所轄警察署長は、第3項又は第4項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 7 第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第5項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(罰則 第1項については第119条第1項第12号の4、第123条 第3項及び第4項については第119条第1項第13号、第123条 第7項については第120条第1項第13号、第123条)

3 . 河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）

（土地の占用の許可）

第 24 条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

（占用主体）

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第 1 項第五号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第六号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- 二 日本道路公団、都市基盤整備公団、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受け公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者

（占用施設）

第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のため

めに利用する施設

- イ 公園、緑地又は広場
- ロ 運動場等のスポーツ施設
- ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
- ニ 自転車歩行者専用道路

二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

- イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
- ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
- ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
- ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
- ホ 水防倉庫その他水防活動のために必要な施設

三 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川空間を活用した街づくりに資する施設

- イ 遊歩道、階段等の親水施設
- ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
- ハ 地下に設置する道路又は公共駐車場

四 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

- イ 公共的な水上交通のための船着場
- ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
- ハ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

五 次のイからハまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

- イ 通路又は階段
- ロ 採草放牧地
- ハ 事業場等からの排水のための施設

六 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

- イ グライダー練習場
- ロ モトクロス場又はラジコン飛行機滑空場

2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のお

それのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付するものとする。

- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店、便所、休憩所、ベンチ等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

立体道路の関連条文

1. 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）

第4節の2 道路の立体的区域

（道路の立体的区域の決定等）

第47条の5 道路管理者は、道路の新設又は改築を行う場合において、当該道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とすることができる。

（道路一体建物に関する協定）

第47条の6 道路管理者は、通路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定（以下「協定」という。）を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

- 一 協定の目的となる建物（以下「道路一体建物」という。）
- 二 道路一体建物の新築及びこれに要する費用の負担
- 三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担
 - イ 道路一体建物に関する道路の管理上必要な行為の制限
 - ロ 道路の管理上必要な道路一体建物への立入り
 - ハ 道路に関する工事又は劣度一体建物に関する工事が行われる場合の調整
 - ニ 道路又は道路一体建物に損害が生じた場合の措置
- 四 協定の有効期間
- 五 協定に違反した場合の措置
- 六 協定の掲示方法
- 七 その他必要な事項

(道路保全立体区域)

- 第 47 条の 9 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路について、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該道路の上下の空間又は地下について、上下の範囲を定めて、道路保全立体区域の指定をすることができる。
- 2 道路保全立体区域の指定は、当該通路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な最小限度の上下の範囲に限つてするものとする。
 - 3 道路管理者は、道路保全立体区域の指定をしようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を変更し、又は解除しようとする場合においても、同様とする。

(道路保全立体区域内の制限)

- 第 48 条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 3 第 1 項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。
 - 4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。

2. 建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)

第 2 節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

(敷地等と道路との関係)

- 第 43 条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。次条第 1 項を除き、以下同じ。)に 2 メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限

りでない。

- 一 自動車のみの交通の用に供する道路
- 二 高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの（次条第1項において「特定高架道路等」という。）で、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。次条第1項において同じ。）内のもの

（道路内の建築制限）

第44条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
- 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
- 三 地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
- 四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

建築基準法施行令

（特定高架道路等に関する基準）

第144条の5 法第43条第1項第2号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 路面と隣地の地表面との高低差（道路の部分にあつては、建設省令で定める路面と道路の他の部分の路面又は隣地の地表面との高低差。以下この条において同じ。）が50センチメートル以上であること。
- 二 路面と隣地の地表面との高低差がある区間で延長300メートル以上のものの内にあり、かつ、その延長が100メートル以上であること。
- 三 路面と隣地の地表面との高低差が5メートル以上の区間を有すること。ただし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第9号の2に掲げる副道を両側に有する道路（幅員が40メートル以上のものに限る。）の部分にあつては、この限りでない。
- 四 前三号に定めるもののほか、法面その他の構造が、自動車の沿道への出入りができない構造として建設大臣の定める構造の基準に適合するものであること。

(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)

第145条 法第44条第1項第3号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 主要構造部が耐火構造であること。
 - 二 耐火構造とした床若しくは壁又は常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくは次に定める構造の甲種防火戸で道路と区画されていること。
 - イ 随時閉鎖することができること。
 - ロ 直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。ただし、当該戸に近接して道路に面する部分に常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸が設けられている場合は、この限りでない。
 - ハ 建設大臣の定める基準に従つて、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖し、かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有すること。
 - 三 道路の上空に設けられる建築物にあつては、屋外に面する部分に、ガラス(網入りガラスを除く。)、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。
- 2 法第44条第1項第4号の規定により政令で定める建築物は、道路(建築物の高さの最低限度が定められている高度地区又は高度利用地区内の自動車のみ交通の用に供するものを除く。)の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用に供する建築物で、次の各号の一に該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、建築物の高さの最低限度が定められている高度地区又は高度利用地区内の自動車のみ交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみ交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所(建築物の高さの最低限度が定められている高度地区又は高度利用地区内の自動車のみ交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。)とする。
- 一 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの
 - 二 建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
 - 三 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの